

## 尾道における猫事情

野口, 哲司  
地域健康文化学研究所所員

<https://doi.org/10.15017/20622>

---

出版情報 : 地域健康文化学論輯. 2, pp.11-19, 2010-03-31. Japan Institute for Community, Health, and Culture

バージョン :

権利関係 :

# 尾道における猫事情

野口 哲司

## 1. はじめに

近年、人間とペットとの関係が変化してきている。かつては番犬として庭や玄関先に鎖でつないで飼うことが多かった犬が今では、家の中で家族と同様に飼われていることが多い。猫もかつては家と外を自由に行き来する「半野良猫」が多かったが、犬同様家の中で飼われる「家猫」が多くなってきた。犬は狂犬病予防法により飼育の届け出や狂犬病の予防接種が義務づけられており、家庭動物等の飼養および保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号、改正平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 24 号、同平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号）により放し飼いをしないこと、鳴き声や糞尿の放置で人に迷惑を与えないことと定められているため、猫のように家（の敷地）と外を自由に行き来することはない。従って、犬は猫のように外を自由に動き回ることはいないので、小論では主に猫について、特にその中でも「野良猫」及び「半野良猫」と人間の関わりについて、尾道における数回のフィールドワーク（2008 年 9 月 4、5 日、2009 年 9 月 12 日、2010 年 2 月 27 日、2010 年 5 月 4 日）を軸とした実例として考察し、人間と猫の共生について横浜市磯子区の取り組みを参考に考えていく。なお、図は断らない限り、筆者が撮影したものをを用いた。

## 2. ペットの価値

人間と動物の関わりは 1 万年以上に及ぶ。最初人間は動物を食物や、狩猟のパートナー、他の動物などから身を守る番として、また乗り物として利用してきた。その後、生活に深く入り込むと、人間と動物の間に種族を越えたある種独特の感情、すなわち友情や愛情などが生まれてきた。そして時代と共に、番や狩猟などの役割が不要になってきたが、人間は不要になった犬や猫などを手放さず身近に置いてきた。こうしてペットが誕生した。（横山章光『アニマル・セラピーとは何か』NHK ブックス、1996 年、12p.- 15p.）

近年では、ペット（愛玩動物）という呼び名は、人間が動物を上から見下ろしているから適切でないという意見があり、欧米を中心に「コンパニオン・アニマル」（伴侶動物）という呼び名に変わってきた。日本でも 1985 年頃から徐々にそう呼ぶ人が増えてきている（『アニマル・セラピーとは何か』12p.）。

小論では現在でもペットという呼び名が一般に使われているということから従来通りのペットという呼称を使用するがそれにはコンパニオン・アニマルという意味を持つということを強調しておく。

ペットの代表といえば犬と猫である。犬は狼を人間が何世代にも渡って人間に必要な物を持った個体同士を交配させ人間に都合の良いように作り上げた動物である（『アニマルセラピーとは何か』75p.- 80p.）。犬が家畜として飼われてから、その役割は、狩猟犬、牧羊

犬、番犬など多岐にわたり、現在ではそれらに加え盲導犬、介助犬、警察犬、麻薬探知犬など犬の持つ独特の能力や特徴を活かした、「使役犬」、「職業犬」としての一面を持つ(川添敏弘『アニマルセラピー』駿河台出版、2009年、88p.)。猫は家の中のネズミを駆除する役割を担ってきたが現在ではその役割を期待されている猫はごく少数である。

ペット(愛玩動物)という言葉の意味も近年特に変化が激しい。文字通りの愛玩動物としてではなく、飼い主との関係が濃密化している。主人と飼われている動物という垂直的なものから、お互いがかけがえのない存在、水平的な関係へと変化してきている。すなわち、家族の一員としてかけがえのない存在となり、またその結果癒しの存在(『アニマルセラピー』56p.-57p.)としてなくてはならないものになってきた。家族の一員のような関係になると人間からの視点だけではなく、動物のことも考慮する必要が生じる。つまり、飼われている動物が人間といることにストレスを感じるとこの関係は成立しない。犬は飼い主といることによりストレスが軽減し安らぎを感じている。このような現在におけるペットは、「コンパニオン・アニマル(仲間としての動物)」(『アニマルセラピー』57p.)と呼ばれ、このような動物と人間の関係は Human Animal Bond(人間と動物の絆)と呼ばれている(『アニマルセラピー』58p.)。

### 3. 尾道における猫の現状

尾道は瀬戸内海の尾道水道に面している温暖な土地である。海岸から中央商店街、国道2号線、JR山陽本線までの広くても幅200メートル程の平地とJR山陽本線を所々で通り抜け、標高144.2mの千光寺山を頂点とする丘陵地帯に向け坂道が続いている。その坂道から水平方向に小路が伸び、坂道同士が結ばれ、また水平な小路から垂直方向に小路が延びそれらが有機的に結合して街を形成している。これらの小路のほとんどは人と自転車が通るのがやっとの幅しかない。小路の両脇には古い民家が並んでいる。空き家になってしまった家も多い。そこは大林宣彦監督の映画作品、尾道三部作および新尾道三部作の舞台となった街並みであり、昭和の香を漂わせた独特の街である(図1、2、3)。



図1 尾道市街地観光案内図より

([http://www.ononavi.jp/fan/download/images/kanko\\_map.pdf](http://www.ononavi.jp/fan/download/images/kanko_map.pdf) 2010年3月5日検索)



図2 斜面より見た尾道水道方面  
(2008年9月5日撮影)



図3 小路(2008年9月5日撮影)

大林映画のロケ地巡りや懐かしさを追い求めて尾道を散策する観光客も多い。彼らと同様に尾道を散策していると多くの猫と出会うことが出来る。観光客の視点から見ると猫は街の風景に溶け込み、景観の一つになっている。実際猫を求めて尾道を訪れる観光客も多くいると推察される。例えば Google で「尾道 猫」と検索すると 24900 件もヒットする (2010 年 4 月 27 日検索) し、猫と出合いに尾道を訪れた人の紀行記が多く目に付く。そのようなホームページの一つに「尾道の猫」がある。

([http://popup3.tok2.com/home2/catcafe/catcafe\\_042.htm](http://popup3.tok2.com/home2/catcafe/catcafe_042.htm) など 2010 年 4 月 27 日検索)

尾道の住民の中にも猫で町おこしをしている人もいる。例えば、カフェ「鼻の館」の主人園山春二氏は、1998 年に自然の丸い石 888 個に猫の顔を描き、尾道に福が訪れるようにと願い、良 (うしとら) 神社でお祓いをして、街のあちこちに設置した。現在も続けていてその数は 1000 個を超えているという。「福石猫」は、全国から名前を募集し、その名前が一匹ずつに付けられている。自分の名付けた「福石猫」を探しに尾道を訪れる人もいる。( <http://allabout.co.jp/gourmet/cafe/gohan/closeup/CU20050708A/index.htm> 2010 年 4 月 28 日検索)

一方、街で自由に暮らしている野良猫・半野良猫 (図 4、5) についてはどうであろうか。小路を歩いていると所々に地域住民が置いたエサの容器が見られる (図 6、7、8)。このことから、尾道の野良猫はエサや水に苦労することはなくのんびりと暮らしていると思われる。この地域は住人の高齢化と家屋の空洞化が進んでいる。当然エサを与える住民は主に高齢者が多い。エサをやり自分に懐く猫がいてその猫と触れ合う時間は特に老人などには孤独感を癒すことが期待される。猫を介して他の住民と触れ合うことにより社会性を保ち、より生き生きとした生活を送ることが出来るので、老人にとっては QOL (Quality of Life = 人生の質、生命の質) を高める一つの手段になっていると考えられる。エサやりという小さな出来事の中にも人間と猫との共生が見て取れる。



図4 民家の軒先で寛ぐ野良猫  
(2010年2月27日撮影)



図5 小路を散歩する猫  
(2010年2月27日撮影)



図6 踏切横に置かれた猫缶  
(2010年2月27日撮影)



図7 エサの容器(2010年2月27日撮影)



図8 エサの容器(2010年2月27日撮影)

しかし、全ての住民が猫を歓迎しているわけではない。特に、外を自由に活動する野良猫や半野良猫（または半家猫）に対して嫌悪感を抱いている住民も多い。一つの例として、図にあるようなエサやりをしていた住人が、止めるように言われそれに従わなかったら車でつけ回されたという出来事もある（荒木正見の聞き取り調査 2010.1.21 による）。

また、図 9 にあるように、大量のペットボトルにネットを設置し、さらにそのネットの中に犬の置物を配置するなどの事例も見られる。さらに町内会などで図 10 のような犬猫の糞尿の害に対する飼い主に正しい飼育を呼びかける看板も見られる。



図 9 猫よけのペットボトルとネット  
(2010年2月27日撮影)



図 10 町内会の啓発看板 (2010年2月27日撮影)

猫を嫌悪する人の立場に立つと、庭に糞をされることによる悪臭やゴミをあさることによる衛生面の問題、車や家の柱、庭木などに爪を立てて傷をつけるなど器物破損がある。また、野良猫にエサを与えることが多数の猫を集めエサが散乱し悪臭を放ち蚤など衛生面の問題を生じる。迷惑を受けている人は野良猫を捕獲して処分してしまえと言うケースもあるがこれは動物虐待に当たり法で罰せられる。また、排除したとしても時間が経てば戻ってしまうので根本的な解決には成らないであろう。

#### 4. 猫との共生をめざして

犬と違い猫は自由に街中を闊歩しその姿が人々に安らぎをもたらし、またその姿を眺めることや直接接触れ合うことにより癒しを感じる。これらをプラス面だとすると、自由が故に起こる糞尿の問題、無責任にエサを与える問題、猫に寄生する蚤やダニなどとそれらから派生する感染症などがマイナス点としてあげられる。マイナス点をなくすことにより人々と猫は共生することが可能になる。

その成功例が横浜市磯子区である。平成 11 年 4 月に施行された磯子区猫の飼育ガイドラインがそれである（横浜市磯子区福祉保健センター生活衛生課『磯子地域猫活動 人と

猫が共生できる街をめざして』平成 18 年)。ガイドラインは野良猫が増えて、迷惑している人と、野良猫を助きたい人との対立を避け、何か良い方法はないかと考え、猫で困っている人、猫を助きたい人、区役所、獣医師が話し合いを持ち、人と猫が共生できる街を目指して、一定のルールを作ったものである。ガイドラインの基本的な考え方は以下の 4 項目である。

1. 猫を排除するのではなく、命ある物として取り組む。
2. 飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組む。
3. 猫の問題を地域の問題として、住民と行政が協同して取り組む。
4. 猫が好きでない人や猫を飼っていない人の立場を尊重する。

さらに磯子区では猫を以下の 4 つに定義づけている。

1. 飼育猫 飼い主と居住場所が明確であり、主に特定の人からエサを貰い生活している猫。
2. 外猫 特定の飼い主がなく、地域に住みつきながら人からエサを貰い生活している猫。
3. 地域猫 ガイドラインに示されている「飼い主の遵守事項（外猫の場合）」に従って、地域で適切に飼育管理された猫。
4. その他の猫として  
ノ猫 飼い主の元を離れ野生化し、常時山野にて鳥獣等を捕食して生活している猫。

「飼育猫」に対しては、屋内飼育をすること、不妊去勢手術をすること、身元を表示するために名札を付けることがあげられている。いわゆる「野良猫」とはここで言う外猫のことである。このガイドラインの主目的はこの外猫を、ガイドラインに従って管理し、責任の所在の明らかな「地域猫」へとし、その結果、「野良猫」を減らすことにある。

「地域猫」対策の内容とは、

1. 不妊去勢手術を行い、猫の数が増えないように管理する。
2. エサ場を決めて適正な量のエサを与え、残ったエサは片付ける。
3. 糞の後始末を必ずする（トイレの設置など）。
4. 猫の個体識別をして、健康をチェックする。

であり、それらを実行するのは磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会及び協議会会員（年会費 1000 円で磯子区民がなれる。この会費が活動費の一部になる）が中心となり、区、区の獣医師会の協力を得て活動している。また、実際に「外猫」を「地域猫」にするために活動しているのは「実践グループ」と呼ばれる地域住民が 3 名以上でグループを作っている人々である。そのための活動資金は協議会会員の納める活動費と、バザーなどの資金が主な物である。協議会には磯子区以外の人でも手指に賛同すれば参加することが出来る。

地域猫対策の効果としては、猫の個体数が減少、発情期が無くなり、さかりの鳴き声がなくなる、尿の臭いが薄くなる、エサの散乱やゴミあさりの防止、糞被害の減少、捨て猫や動物虐待の減少、野良猫の減少、地域で動物を可愛がる気持ちが生まれるなどがある。

また、今ある「猫の被害」を防ぎたい方のために、塩素系消毒剤をまく、猫の侵入を防ぐために網を張る、進入防止装置（超音波を出す機械）を区が貸し出すなど、細かいところまで配慮が感じられる。地域猫の考え方は、無責任にエサを与えていた人が責任を持つ

てエサ場等を管理し、猫の棲息範囲を定期的に清掃するなどの活動が、猫の被害者として不愉快な思いをしていた人々が理解を示し、単に猫の問題だけではなく、地域間のコミュニケーションが良好になるという思いがけない結果が得られている。磯子区の取り組みを参考にして、福岡市などでも猫飼育ガイドラインが作られてきている。

## 5. 尾道における地域猫の考え方

尾道には猫の似合う風景という絶好の条件が備わっている。先に述べたように猫を町おこしに利用している人々もいて、猫に会うのを楽しみに尾道を訪れる人もいる。磯子区のガイドラインを活用していくことで猫被害が減少し、より快適に猫を観光資源として生かすことが可能になり、また地域住民と猫の共生も可能と成るであろう。

また、尾道特有の問題として廃屋の問題がある。坂道で車の便の悪い土地に建てられた木造の家屋は家主の高齢化が進み転居等により空き家となると次の入居者が現れずそのまま廃屋となっていく場合が多い。その結果町の中心部でもあるにもかかわらず空洞化が進んでいる。空き家の中には図 11 に示すようなユニークな形の家や、貴重な建造物も多い。これらの家を地域猫の拠点として活用し、地域猫の居住地として、猫情報の拠点として、猫カフェなどの猫とふれあえる場所として利用していくことも可能であろう。

なお、尾道の空き家については「尾道空き家再生プロジェクト」という NPO 法人が活動している (<http://www.onomichisaisei.com/about.php> 2010年4月29日検索)。



このように、猫についての問題点を解決するにはボランティアの問題など克服すべき問題点は多いが、磯子区の取り組みなどは参考になると思う。磯子区のガイドラインを基礎にしてその地域の特性に合わせて変化させていけば、人間と猫の共生は可能になり、それが、猫だけではなく、犬などのペットはもとより、地域住民同士のコミュニケーションの向上につながり、より良い地域社会の形成へとつながるであろうと思われる。

図 11 尾道旧市街地に多く見られる古い民家 (2008年9月5日撮影)

猫との共生を考える上で考えさせられる裁判の判決が2010年5月20日に東京地方裁判所立川支部であった。

将棋の加藤一二三元名人が自宅の集合住宅で野良猫にエサを与え2002年頃その数が18匹になり、同じ集合住宅の住民が、猫の糞尿による悪臭や、自動車に傷をつけられたことにより、「他の居住者に被害を及ぼす動物を飼育しない」と定めた管理規約に違反すると加藤元名人に猫に対する餌付けの禁止と慰謝料を求めた裁判の判決が東京地裁であり、「餌付けは原告の人格権の侵害しており違法」であると認定し、「餌付けは飼育の域に達し、さま

ざまな被害を及ぼしてあり違反」と認定し、加藤名人に餌付けの差し止めと慰謝料の支払いを命じた判決が出た。

(<http://mainichi.jp/photo/archive/news/2010/05/13/20100513k0000e040059000c.html>

6月2日検索)

この判決は、尾道における猫と人との関わりを考える上でも意義のあるものであると言える。論点を整理してみると以下ようになる。

1. 土地を区分所有する形態の集合住宅の自宅玄関前など所有地内で野良猫にエサを与えた
2. そのエサを求めて多数の猫が集まってきた (最大 18 匹)
3. その猫たちによる、糞尿被害、車に対するひっかき傷などの被害
4. これらの行為は管理規約に違反している
5. 被告側はエサやり行動は、動物と人間の共生をめざす物であり「地域猫」の概念に沿って、里親探し、避妊、去勢などを行っていると主張

判決では、5 について、4 匹についての避妊、去勢は認めるが、数的に余り意味のある物ではないと認定し、1-4 までの論点について原告の被害を認めた。被告は、「地域猫」の概念を持ちだしているが、判決から考えると、先に述べた横浜市磯子区の提言する「地域猫」対策に合致する物ではなく、裁判で論点にならなかったのもうなずける。

尾道における「野良猫」および「半野良猫」の問題を考える上で、横浜市磯子区の「地域猫」の概念を正しく実行することが出来れば、人と猫が共生していくことが可能であるといえる。本判決から伺えるのは、「地域猫」の概念を実行するには個人や家族といった小さな単位では難しく、昔で言う「隣組」程度の集団が理解をし、協力し合うことが最低限必要なのではないかと言うことである。地域間のコミュニケーションが希薄な現在においては、磯子区の例や他の地域の例を見ても、主体となる地域住民が地域のコミュニケーションに行政を通じて働きかけ地域全体に啓発していくことにより「地域猫」の概念が浸透し、猫との共生が可能になるといえる (図 12)。

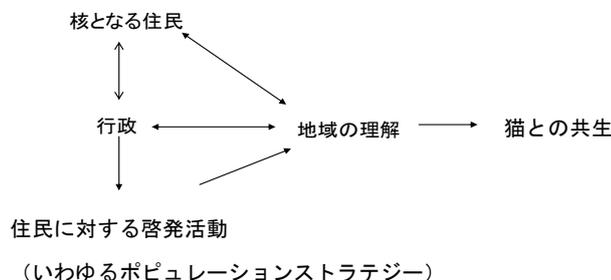


図 12 地域猫の概念

このような野良猫や半野良猫の対策は核となる地域住民が主体となり行政がそれらを包み込んで一体となって行動していく必要がある。その際、磯子区をひとつの成功ケースとして参考にし、さらに尾道独自のものとして古寺巡りや大林宣彦監督作品のロケ地巡りを核として、小林和作や志賀直哉などの文化人の痕跡を尾道の観光資源とリンクすることにより、町全体がひとつの芸術作品を体感できる場所になるのではないだろうか。その上で「地域猫」が町に住む人同士のコミュニケーションを増やし、人々だけではなく尾道を訪れる人々を癒す存在になることが可能であろう。今後の課題としては、高齢化が進み、また空き家が多い尾道の現状を考えると、地域猫の問題を町おこしなどの問題とどう絡めていくのか、横浜や東京のような都会ではなく尾道のような地方都市でどのように展開していくのかなどが課題と成るであろう。

最後に、このような機会を与えてくださった荒木正見先生に深く感謝いたします。

〈参考および引用文献〉

- ・横山章光『アニマルセラピーとは何か』NHK ブックス、1996年
- ・川添敏弘『アニマルセラピー』駿河台出版、2009年
- ・黒澤泰『「地域猫」のすすめ ノラ猫と上手につきあう方法』文芸社、2005年
- ・横浜市磯子区生活福祉課『人と猫が共生できる街をめざして』横浜市広報印刷物、2006年
- ・地球生物会議 ALIVE <http://www.alive-net.net/index.html> 2010年3月15日検索
- ・横浜市磯子区生活福祉課  
<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/eisei/kankyo/cat.html> 2010年4月25日検索
- ・[http://popup3.tok2.com/home2/catcafe/catcafe\\_042.htm](http://popup3.tok2.com/home2/catcafe/catcafe_042.htm) など 2010年4月27日検索
- ・[http://www.ononavi.jp/fan/download/images/kanko\\_map.pdf](http://www.ononavi.jp/fan/download/images/kanko_map.pdf) 2010年3月5日検索
- ・All About <http://allabout.co.jp/gourmet/cafegohan/closeup/CU20050708A/index.htm> 2010年4月28日検索
- ・<http://mainichi.jp/photo/archive/news/2010/05/13/20100513k0000e040059000c.html> 2010年6月2日検索
- ・荒木正見 『尾道という場所論』中川書店、1993年
- ・荒木正見編 鈴木右文共著 『尾道学と映画フィールドワーク』中川書店、2003年
- ・大林宣彦 『ぼくの瀬戸内海案内』岩波書店、2002年

[Cats circumstances in Onomichi]

[NOGUCHI Satoshi 地域健康文化学研究所員・歯学・健康論・環境論]